

## 新型コロナウイルス（一部業種に対する営業再開許可の発表）

令和2年8月13日  
在パナマ日本国大使館

11日、スクレ保健大臣は会見にて、17日（来週月曜日）から全国で再開可能となる経済活動について言及し、再開可能となる業種を以下のとおり発表しました。

1. 電子商取引を通じて、自宅への配達、店舗入口や駐車場での引取りが可能な小売業。衛生プロトコルを遵守し、群衆を発生させてはいけない。顧客は店舗への入店禁止。
2. 理髪店、美容室。但し、予約制で定員はキャパシティの50%まで。
3. 自動車販売ディーラー。
4. NGO活動（国内に164団体あり、2,833人が従事している）。
5. 国内の建設事業84プロジェクト（公共工事69プロジェクト、民間工事15プロジェクト）。

尚、現在、実施されている性別及び身分証番号に基づいた外出制限措置は当面維持されます。